

令和7年度再生可能エネルギー地域共生事業（県民向けセミナー） 業務委託仕様書

1. 事業の目的

風力発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境への影響、安全・防災面等に対する地域住民の懸念が顕在化しており、再生可能エネルギー事業と地域との共生を図ることが課題となっている。

今後、再生可能エネルギー事業と地域との共生を図り、再生可能エネルギーの導入を促進するために、セミナーを開催し、県民の理解促進を図る。

セミナーでは、基調講演や再生可能エネルギー事業と地域との共生に関する事例紹介、展示ブースの設置などにより、再生可能エネルギーを身近に感じてもらえるような内容とする。

2. セミナーの概要

- (1) 開催時期及び回数：令和7年11月中（1回）
- (2) 開催時間：2時間～2時間30分 ※ 開催日時については、プログラムに応じて要検討
- (3) 開催地：鹿児島県日置市内
- (4) 対象者：広く県民一般（企業も含む）
- (5) 想定する開催規模：500人程度
- (6) プログラム（例）

※ （5）の規模の集客が見込める内容とすること。

※ プログラムの内容について、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

- ① 基調講演（再生可能エネルギーに関する内容を含むものとする。）

例 テレビ出演のある気象予報士 など（著名人）

- ② 再エネ事業と地域共生に関する事例紹介

例 国、研究機関、企業 など

- ③ 行政施策紹介（県、市町村）

- (7) 展示ブースの設置（屋内）

※ 展示ブースについては、プログラムの内容及び経費等を踏まえ、必要に応じた提案とする。

例 次世代の発電技術紹介（ペロブスカイト太陽電池など）、再生可能エネルギーの導入に取り組む県内企業の紹介 など

3. 委託業務内容

- (1) セミナー企画・運営業務

ア. プログラム等の企画、講師の選定・講演依頼、その他の調整業務（旅費・謝金支払い、飲み物・おしぼり等の準備、資料印刷など）

イ. 展示ブース出展事業者の選定・出展依頼、その他の調整業務

ウ. 司会・進行などセミナー運営業務

エ. 参加者募集に係る広報業務（チラシ・ポスターの作成及び配布、参加者の取りまとめなど）

オ. 会場設営業務

※ 会場の確保、必要な看板等の作成及び設置、撤去を含む。

※ オンライン配信に必要な機材等の準備（モニター、ケーブル等）、操作を含む

カ. その他

- ・手話通訳の配置

(2) 報告書の作成

(1) の業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。

- ・業務報告書：全体版／概要版 各 1 部
- ・電子媒体（業務報告書の電子データをＣＤ－Ｒに記録したもの）：1 部

(3) その他の事項

- ・会場の設営及び運営・管理は、設備を固定するなど観客等の安全が保たれるよう最善の処置を施し、開催期間中の維持管理を行うこと。
- ・会場の設営に当たっては、汚れや破損がなく、期間中の使用に耐えうるものを使用し、施設管理者の指示に従い設置すること。
- ・電気設備、放送設備等の配線については、観客が足を掛けないように処置すること。
- ・会場撤去後は設営前の状態に復旧し、場内に釘等残らないようにすること。
- ・会場設営・撤去時の廃品・廃材等については作業者の責任において適法に処理すること。

4. 履行期限

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）

5. 委託業務の実施等

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー対策課と協議し、決定すること。
- (3) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存するものとする。
- (5) 本事業は、国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」を財源として実施する事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。
- (6) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

6. 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

7. 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記4の履行期間の終了後においても同様とする。

8. 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令遵守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようＢＣＣ機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと。

9. 検査

受託者は、成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。